

奨学資金を希望する皆さんへ

高等学校等奨学生



島根県育英会の奨学資金貸与事業は、向学心をもちながら、経済的理由によって修学が困難と認められる島根県出身の生徒に奨学資金を貸与して、その修学の便を図ることにより、社会に有為な人材の養成に寄与することを目的とするものです。

☆奨学資金は、貸与です。卒業後返還することになります。返還金は、後輩の奨学資金として再び活用されます。奨学資金を希望する人はこの案内書をよく読み、自分の現在・将来の生活設計に基づき申込条件・返還方法等を考えて自分で申込みに必要な書類を書き、自分で申し込んでください。(家計の収入等、家族に相談しなければ書けないところは、よく相談して書いてください。)

公益財団法人 島根県育英会

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階
TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089
URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp>
メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp

島根県育英会では、学校教育法に定める高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）・高等専門学校（専攻科を除く）・専修学校高等課程に在学している生徒を対象に、奨学資金の貸与（無利子）を希望する人を募集しています。

申込みの条件

令和5年4月に「高等学校」・「高等専門学校（専攻科を除く）」・「専修学校高等課程」（以下「高等学校等」という）に在学している生徒で、学習意欲がありながら経済的理由により修学が困難な島根県出身の生徒。

なお、島根県出身とは、次の（１）～（３）のいずれかに該当する場合をいいます。

- （１） 生徒の住所が島根県内に通算して5年以上ある場合
- （２） 父母又はこれに代わる人の住所が島根県内にある場合
- （３） （１）、（２）に準ずるものとして育英会が特に認めた場合

ただし、日本学生支援機構の奨学金（給付型を除く）、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金又は就学支度資金、島根県高等学校定時制課程等修学奨励資金並びに特別支援教育就学奨励費との併用はできません。

募集定員 120名程度

採用の種類

1. 在学奨学生

在学奨学生は、高等学校等に在学している生徒が応募することができます。令和5年4月に私立の学校へ入学した人は入学支度金の貸与も希望できます。右ページ「在学奨学生」欄を参照してください。

2. 緊急奨学生

緊急奨学生は、生計維持者の失業・病気・死亡又は火災・風水害等で被害を受けたこと等による家計の急変のため、緊急に奨学資金の必要性が生じた場合に申請できる制度です。

詳細は右ページ「緊急奨学生」欄を参照してください。

応募対象・募集期間

区分	在 学 奨 学 生
応募対象	令和5年度高等学校等の生徒
募集期間	令和5年4月28日（金）～6月2日（金）〔消印有効〕

※ただし、在学する高等学校等の指定する受付締切日までに、願書等応募書類を高等学校等へ提出してください。

出願時の提出書類

- ①奨学生願書
- ②所得課税証明書（市町村発行の世帯全員のもの。ただし、就学者、小学生未満は省略可能。）
- ③金融機関口座届（送金口座の通帳の表紙等のコピーを添付すること。）
- ④校長推薦書（在学している学校が記入。）

借りられる金額

○ 貸与月額

区 分		国 公 立	私 立
奨 学 金	自 宅 通 学	18,000円	33,000円
	自 宅 外 通 学	23,000円	38,000円
入 学 支 度 金		—	23,100円

注1) 在学・緊急奨学生共に貸与月額は同じです。

注2) 自宅通学・自宅外通学の奨学金の金額は願書提出時現在の高等学校等への通学実態に即して決定されます。在学中に通学方法が変更になった場合は、実態に即して金額が変更になります。

注3) 入学支度金は、令和5年4月に私立学校へ入学した人のみが応募できます。

在学奨学生

○ 応募方法

在学奨学生を希望する人は、この案内の「奨学生願書」と市町村の発行する世帯全員の「令和4年度所得課税証明書（令和3年1月～令和3年12月分の所得及び所得控除の内訳、住民税の課税額等記載のもの）」を在学する学校へ提出してください。

所得課税証明書：世帯全員のもの（収入のない場合でも証明書が必要です）。ただし、就学者、小学生未満は省略可能。（提出を求める場合もあります。）

○ 貸与期間

借りられる期間は、令和5年4月から、在学する高等学校等の卒業までの最短修業年限の最終月までです。

○ 申込みから決定まで

① 奨学生は、高等学校等を通じて提出された書類により、（公財）島根県育英会選考委員会で、世帯全員の収入額、学習意欲等により選考を行い、決定します。選考結果は、採用・不採用を問わず、出願者全員に学校を通じてお知らせします。

② 採用になると、「奨学生決定通知書」「奨学資金返還誓約書（借用証書）」「預（貯）金口座振替依頼書」「奨学生のしおり」が交付され、正式に奨学生に決定されます。「奨学資金返還誓約書（借用証書）」「預（貯）金口座振替依頼書」に加え、奨学生本人の「住民票」連帯保証人及び保証人の「印鑑登録証明書」（いずれも発行から3か月以内の原本）を在学する学校へ定められた期日までに提出してください。

なお、「奨学資金返還誓約書（借用証書）」には必ず連帯保証人（父母等）及び保証人（連帯保証人と別生計で65歳以下の人）に自筆で署名・押印（実印）してもらって、提出してください。

この制度は保証人が必要な制度です。

○ 奨学資金の振込

奨学資金は、提出された「金融機関口座届」により奨学生本人名義の口座に振り込みます。第1回奨学資金の振り込みは、6か月（4月～9月）分をまとめて、9月末頃を予定しています。入学支度金も、第1回目の奨学金とあわせて振り込みます。

緊急奨学生

○ 応募資格

令和5年度高等学校等の生徒であって、家計急変の事由発生から1年以内である人です。

ただし、申し込みは令和5年度在学奨学生の募集締め切り後、随時行ってください。※在学奨学生募集期間中であれば、在学奨学生として応募してください。

○ 応募方法

家計に急変が生じた場合に、この案内の「奨学生願書」と市町村の発行する世帯全員の「令和5年度所得課税証明書（令和4年1月～令和4年12月分）」ただし就学者、小学生未満は省略可能。「金融機関口座届」並びに家計急変の事由がわかる証明書を在学する学校へ提出してください。

○ 貸与期間

島根県育英会が定める月から、在学する学校の最短修業年限の最終月までです。

○ 申し込みから決定まで

在学奨学生に準じます。

○ 奨学資金の振込

提出された「金融機関口座届」により奨学生本人名義の口座に振り込みます。

「令和5年度 高等学校等奨学生願書」 記入上の注意

- ◎ 記入上の注意を参照し、漏れなく記入してください。
- ◎ **連帯保証人および親権者又は後見人の署名欄以外は出願者本人が自筆で記入してください。**
- ◎ 黒ペンまたは黒ボールペンを使用してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
- ◎ 記入した願書は、コピーを取る等して各自で保管してください。

表面

令和5年度 公益財団法人島根県育英会理事長 様

本人	フリガナ	
	氏名 *自署	
	生年月日	昭和・平成 年 月

親権者がそれぞれの欄に各自自署してください(いないときは一人)です。後見人がある場合は

フリガナ	
氏名 *自署	(父) (後見人)
生年月日	昭和・平成 年 月
住所	〒 -
電話番号	(自宅) - - (携帯) - -

このたび、公益財団法人島根県育英会高等学校等
また、家庭状況等は下記のとおり相違あり

1 本人の現況

学 校 名	
立	高等学校 分校 学 校

3 貸与を受けようとする奨学資金 (該)

ア 奨学金	ア 自宅通学
イ 入学支度金	イ 自宅外通学

4 家族状況 *注1

就学者以外	続柄	氏名	年齢	
*注2				総
家族状況				総
				総
				総
				総
				総
				総
就学者	続柄	氏名	年齢	
家族状況	本人			小・中
				小・中
				小・中
				小・中
				小・中
				小・中

該当するときは○印

1 家族に島根県育英会の制度を利用した

① 家族状況について、同居・別居を問わず、出願者本人と**同一生計の人全員記入**してください。

「生計を一にする」とは家計を共有することです。必ずしも同じ屋根の下で暮らしていることとは限りません。

〈例〉別居同一生計の例 (要記入)

- ㊦ 父の扶養となっている祖父が介護老人福祉施設に入居。
- ㊧ 一人暮らしの祖母(年金生活)を父が扶養し、生活費や療養費を全面的に負担している。

〈例〉別居別生計の例 (記入不要)

- ㊨ 就職し、一人暮らししている兄。
 - ㊩ 祖父母が両親と同じ敷地内の別棟で居住し、祖父母だけで生計を立てている。
 - ㊪ 一人暮らしの祖母がいるが、祖母の生活を父の兄弟姉妹共同で負担している。
- ② 就学者は「就学者」欄に、それ以外は「就学者以外」の欄に記入してください。
- 「就学者」とは、小・中・高校・高専・大学(短大、大学院、放送大学全科履修生、通信教育部含む)・専修学校(高等課程・専門課程)・盲・ろう・養護学校に在学する人です。専修学校一般課程及び各種学校(予備校等)等それ以外の学校に在学する人及び未就学者は「就学者以外」の欄に記入してください。
- ③ 主たる生計維持者には○印を続柄欄につけてください。
 - ④ 年齢は申込時現在で記入してください。

鳥根県育英会高等学校等奨学生願書（在学・緊急）

該当に○印

住所	〒 -	
電話番号	(自宅)	-
	(携帯)	-

親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親（いずれかが）は、後見人が自署してください。

親権者又は後見人		
フリガナ		
氏名 *自署	(母)	
生年月日	昭和・平成	年 月 日生
住所	〒 -	
電話番号	(自宅)	-
	(携帯)	-

「本人」および「親権者又は後見人」欄はそれぞれ自筆で記入してください。同じ筆跡は認めません。現住所は住民票記載の住所を記入してください。自宅外通学の奨学金を希望する人は、自宅外の住所を記入してください。記入を誤った場合は、二重線を引き、余白に正しく書きなおしてください→④修正液・修正テープの使用は認めません。

高等学校等奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申込みます。

記

2 出身地（該当するすべてに○印）

学年	ア 本人が鳥根県内に通算して5年以上居住している
年	イ 保護者が現に鳥根県内に居住している
	ウ その他：具体的に記入
	{ }

入学支度金は、令和5年4月に私立学校へ入学した1年生のみが応募できます。

該当に○印

収入の種類	就労の有無	家族との居住
給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居
給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居
給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居
給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居
給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居
給与収入・公的年金収入・その他収入	有・無	同居・別居

家族（生活の本拠地）と同居又は別居のうち該当するものに○印をつけてください。

学校等の種類	設置者別	通学形態別
中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外

学校等の種類、設置者別、通学形態別等記入もれのないよう、○印をつけてください。

兄弟等世帯人員の多い場合は、選考の際、控除の対象となる場合があります。

兄弟等世帯人員の多い場合は、選考の際、控除の対象となる場合があります。

奨学資金の貸与を希望する理由を詳しく記入してください。(必須)

下記の〈例〉㊦～㊯に該当すると、所得控除の対象となる場合があります。

よく読んで、特記事項欄に記入し、**証明書類を添付**してください。

〈例〉

- ㊦ 障がいのある人のいる世帯
- ㊧ 長期に療養を要する人のいる世帯
- ㊨ 主たる生計維持者が別居している世帯
- ㊩ 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯
- ㊯ 令和4年1月以降の就職・転職・退職・失業

年金収入者の人で市町村発行の所得課税証明書に金額の表示がない場合は、年金の金額がわかる書類が必要となります。

参考

区 分	証 明 書 等	発 行 所	
障がいのある人のいる世帯	・障害者手帳のコピー・介護保険被保険者証のコピー	・市町村役場	
長期療養者のいる世帯（6か月以上の療養）	・領収書のコピー等（健康保険等により医療給付を受けた金額または損害補償等により補填された金額については対象外）	・当該病院等	
主たる生計維持者が単身赴任等で別居している場合	・住民票抄本等	・市町村役場	
災害等の被害を受けた世帯	・罹災証明書	・市町村役場	
令和4年1月以降に就職・転職した人	給与外所得者の場合	・確定申告書（控）のコピー	・税務署
	給与所得者の場合	・年収見込証明書 ・月収証明書 } いずれか一つ	・勤務先
令和4年1月以降に退職した人及び退職予定者	・退職（予定）証明書	・勤務先	
失業者	・雇用保険受給資格者証のコピー	・公共職業安定所	
年金収入者	・氏名・金額の分かる通知書等のコピー	・日本年金機構	

(注) 緊急奨学生申込者のみ記入してください。

保証人が必要な制度です。必ず記入してください。

裏面

- 5 貸与を希望する理由(必須) ※出願者本人が自筆で記入してください。
経済的な理由により修学が困難であると思われる理由を詳しく記入してください。
 (緊急奨学生申込者の場合は、特に具体的に記入してください。) *注3

- *注1 同居・別居を問わず生計を一にする方全員を記入し、全員(収入なしの証明も必要です)の令和4年度の所得課税証明書(緊急奨学生申込者の場合は令和5年度の所得課税証明書)を添付してください。ただし、就学者、小学生未満は省略可能です。兄弟等世帯人員の多い場合は、選考の際、控除の対象となる場合があります。家族のうち「主たる生計維持者」は、「続柄」欄に○印をしてください。
- *注2 「家族との居住」については、家族(生活の本拠地)と同居又は別居のうち該当するものに○印をしてください。
- *注3 収入の認定において、家族又は家計に特別な事情がある場合は、所得控除の対象となる場合があります。この所得控除を希望される人は、それらの事実を記載し、事実を証明する書類を添付してください。『「高等学校等奨学生願書」記入上の注意』を参照

緊急奨学生記入欄	1 家計急変の事由(該当するものを○で囲む。複数選択可。)	
	ア 主たる生計維持者が会社の倒産等により解雇又は早期退職	
	イ 主たる生計維持者が死亡又は主たる生計維持者との離別	
	ウ 主たる生計維持者が破産	
エ 家族が病気、事故により著しく支出が増大又は収入が減少		
オ 火災、風水害、震災等の災害により著しく支出が増大又は収入が減少		
カ 上記以外で緊急奨学生としてふさわしいと在学校長の推薦を得た場合(学校長名の推薦状が必要)		
2 事由の生じた年月	_____年 月	
3 希望する貸与始期	_____年 月	

6 連帯保証人及び保証人について

連帯保証人は本人の父母又はこれに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者を記入してください。

連帯保証人	フリガナ		住	〒 _____		
	氏名 *自署		所	☎(自宅) _____ (携帯) _____		
	生年月日	昭和・平成 _____年 月 日生	本人との関係			

保証人は連帯保証人とは生計が別で独立した生計を営む65歳以下(令和5年4月1日現在)の成年者を記入してください。(連帯保証人と同一住所、学生、66歳以上の方は保証人になれません。)

※保証人を記入する前に必ず事前にその方の承諾を得る必要があります。ここに記入した保証人は、奨学資金返還誓約書(借用証書)に届出済保証人として印字されます。住所、生年月日等を確認のうえ記入してください。奨学資金返還誓約書(借用証書)の提出にあたっては、その方の署名・実印押印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

保証人	フリガナ		住	〒 _____		
	氏名		所	☎(自宅) _____ (携帯) _____		
	生年月日	昭和・平成 _____年 月 日生	本人との関係			

この願書に記載されている個人情報については、島根県育英会の奨学資金業務のためにのみ利用するものであってその他の目的に使用することはありません。なお、採用・不採用にかかわらず提出された書類は返却しません。

貸与が終了した時は

奨学資金の貸与終了時に「貸与奨学資金返還確認票」が交付されます。交付されましたら、借入金額、貸与の状況、返還について（返還計画、返還口座等）、奨学生本人、連帯保証人、保証人の住所、連絡先等の記載事項に変更がないかを確認してください。連帯保証人及び保証人にも必ず確認してもらってください。変更がある場合は、速やかに学校に申し出てください。

奨学資金は、みなさんからの返還金を直ちに後輩の奨学資金として貸与しており、循環する仕組みとなっています。**返還計画どおり必ず返還してください。**

【返還するには】

- 卒業後、半年を経過した翌月から、下記の取扱金融機関の口座振替により返還していただきます。
〈取扱金融機関〉 ゆうちょ銀行・山陰合同銀行・島根銀行・しまね信用金庫・島根中央信用金庫・日本海信用金庫・西中国信用金庫・島根県農業協同組合・島根益田信用組合
- 返還方法は、毎月（月賦）均等払いと、月賦＋半年賦の方法があり、奨学資金返還誓約書（借用証書）提出時に選択していただきます。
- 卒業後、大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程または専門課程に在学している期間は、願出により、最短の卒業予定年月まで返還が猶予されます。なお、専修学校の一般課程、学校教育法に規定されない、予備校や補習科、高等技術校、農林大学校、ポリテクカレッジ等猶予できない学校もあります。

高等学校等奨学資金返還計画の例示（3年間の貸与を受けた場合）

1. 貸 与 額

区 分		貸与月額等	貸 与 総 額	
国公立	自 宅	18,000円	A	648,000円
	自 宅 外	23,000円	B	828,000円
私 立	自 宅	33,000円	C	1,188,000円
	自 宅 外	38,000円	D	1,368,000円
	入学支度金	23,100円	E 自 宅	1,211,100円
			F 自宅外	1,391,100円

2. 返 還 額（一般的な返還のパターン）

区分	月 賦		月 賦 + 半 年 賦			返還期間
	毎月返還額	最終月返還額	毎月返還額	半年(7月・12月)返還額	最終月返還額	
A	6,000円 (108回)	—	5,000円 (90回)	11,000円 (18回)	—	9年(108回)
B	7,000円 (118回)	2,000円	6,000円 (99回)	11,700円 (20回)	—	9年11月(119回)
C	9,000円 (132回)	—	8,000円 (110回)	14,000円 (22回)	—	11年(132回)
D	10,000円 (136回)	8,000円	9,000円 (113回)	15,000円 (23回)	6,000円	11年5月(137回)
E	9,000円 (134回)	5,100円	8,000円 (112回)	14,000円 (22回)	7,100円	11年3月(135回)
F	10,000円 (139回)	1,100円	9,000円 (117回)	14,700円 (23回)	—	11年8月(140回)

令和5年度 公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学生願書（在学・緊急）

公益財団法人島根県育英会理事長 様

本人	フリガナ		住所	〒 -	
	氏名 *自署		住所		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	電話番号	(自宅) - - (携帯) - -	

親権者がそれぞれの欄に各自自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親（いずれかがいないときは一人）です。後見人がある場合は、後見人が自署してください。

親権者又は後見人						
フリガナ				フリガナ		
氏名 *自署	(父) (後見人)			氏名 *自署	(母)	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生			生年月日	昭和・平成 年 月 日生	
住所	〒 -			住所	〒 -	
電話番号	(自宅)	-	-	電話番号	(自宅)	- -
	(携帯)	-	-		(携帯)	- -

このたび、公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申込みます。また、家庭状況等は下記のとおり相違ありません。

記

1 本人の現況

学 校 名	学 年
立 高等学校 全日制 分校 定時制 学 校 通信制 単 位 制	年

2 出身地（該当するすべてに○印）

ア 本人が島根県内に通算して5年以上居住している	}
イ 保護者が現に島根県内に居住している	
ウ その他：具体的に記入	

3 貸与を受けようとする奨学資金（該当に○印）

ア 奨学金	ア 自宅通学
イ 入学支度金	イ 自宅外通学

4 家族状況 *注1

就学者外	続柄	氏名	年齢	収入の種類	就労の有無	家族との居住
*注2 家族状況				給与収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
				給与収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
				給与収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
				給与収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
				給与収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
				給与収入 ・ 公的年金収入 ・ その他収入	有 ・ 無	同居 ・ 別居
就学者	続柄	氏名	年齢	学校等の種類	設置者別	通学形態別
家族状況	本人			小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外
				小・中・高・高専・大学・専修（高等課程・専門課程）・その他	国公立・私立	自宅・自宅外

該当するときは○印

1 家族に島根県育英会の制度を利用した人がいる。（大学生等を対象とした事業を含む） ア いる イ いない

（キリトリ）

- 5 貸与を希望する理由(必須) ※出願者本人が自筆で記入してください。
経済的な理由により修学が困難であると思われる理由を詳しく記入してください。
 (緊急奨学生申込者の場合は、特に具体的に記入してください。) *注3

- *注1 同居・別居を問わず生計を一にする方全員を記入し、全員(収入なしの証明も必要です)の令和4年度の所得課税証明書(緊急奨学生申込者の場合は令和5年度の所得課税証明書)を添付してください。ただし、就学者、小学生未満は省略可能です。兄弟等世帯人員の多い場合は、選考の際、控除の対象となる場合があります。家族のうち「主たる生計維持者」は、「続柄」欄に○印をしてください。
- *注2 「家族との居住」については、家族(生活の本拠地)と同居又は別居のうち該当するものに○印をしてください。
- *注3 収入の認定において、家族又は家計に特別な事情がある場合は、所得控除の対象となる場合があります。この所得控除を希望される人は、それらの事実を記載し、事実を証明する書類を添付してください。『「高等学校等奨学生願書」記入上の注意』を参照

緊急奨学生記入欄	1 家計急変の事由(該当するものを○で囲む。複数選択可。)
	ア 主たる生計維持者が会社の倒産等により解雇又は早期退職
	イ 主たる生計維持者が死亡又は主たる生計維持者との離別
	ウ 主たる生計維持者が破産
エ 家族が病気、事故により著しく支出が増大又は収入が減少	
オ 火災、風水害、震災等の災害により著しく支出が増大又は収入が減少	
カ 上記以外で緊急奨学生としてふさわしいと在学校長の推薦を得た場合(学校長名の推薦状が必要)	
2 事由の生じた年月	_____年 _____月
3 希望する貸与始期	_____年 _____月

6 連帯保証人及び保証人について

連帯保証人は本人の父母又はこれに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者を記入してください。

連帯保証人	フリガナ		住	〒 _____ - _____
	氏名 *自署		所	☎(自宅) _____ - _____ (携帯) _____ - _____
	生年月日	昭和・平成 _____年 _____月 _____日生	本人との関係	

保証人は連帯保証人とは生計が別で独立した生計を営む65歳以下(令和5年4月1日現在)の成年者を記入してください。(連帯保証人と同一住所、学生、66歳以上の人は保証人になれません。)

※保証人を記入する前に必ず事前にその方の承諾を得る必要があります。ここに記入した保証人は、奨学資金返還誓約書(借用証書)に届出済保証人として印字されます。住所、生年月日等を確認のうえ記入してください。奨学資金返還誓約書(借用証書)の提出にあたっては、その方の署名・実印押印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

保証人	フリガナ		住	〒 _____ - _____
	氏名		所	☎(自宅) _____ - _____ (携帯) _____ - _____
	生年月日	昭和・平成 _____年 _____月 _____日生	本人との関係	

この願書に記載されている個人情報については、島根県育英会の奨学資金業務のためにのみ利用するものであってその他の目的に使用することはありません。なお、採用・不採用にかかわらず提出された書類は返却しません。

金融機関口座届

私に貸与される奨学資金は下記の金融機関口座へ振り込んでください。

金融機関名	本・支店名	金融機関コード・店コード						口座番号							
						—									
口座名義人（奨学生本人の名義）		※ゆうちょ銀行へは送金できません。 ※奨学生本人名義の口座に限ります。 注：金融機関コードがわからない場合は、空欄でも構いません。													
フリガナ															
氏名															

店番、口座番号、名義人フリガナのわかるものの写しを下記に貼付してください。

(例) 通帳の表紙を開いた最初のページのコピー
キャッシュカードのコピー